

## 新型コロナウイルス予防接種が始まります

### ★ 先ずは高齢者から

65歳以上の方々には、19日の週までに福祉課から文書が届くものと思いますが、天塩町においても、5月17日～1回目の接種を行う予定です。場所は、町立病院です。時間帯は、午後からとしております。肝心のワクチンですが、4月26日の週に一箱975回接種分が届く予定です。このワクチンは、ファイザー社製 mRNA ワクチンで、保管は、 $-75^{\circ}\text{C}\pm 15^{\circ}\text{C}$ という条件です。既に保管用冷凍庫は、町立病院に届いており、現在試運転しております。現在までトラブルなく稼働しております。

### ★ 法的な根拠は

予防接種は予防接種法という法律がありその中で細かく規定されております。この法律の定義で、A類疾病、B類疾病という分類があり、A類は、ジフテリア、百日せき、一時期副反応が大きく取り上げられた、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローマ (HPV) 感染症もこの分類となっております。B類はインフルエンザ等となっております。予防接種法では、第5条1項で「市町村長は、A類及びB類のうち政令で定めるものについて、保健所長の指示を受け、期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならないとされており」、第8条1項では、「市町村長又は都道府県知事は、第5条第1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るもの又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種の対象者に対し、～略～の予防接種を受けることを勧奨するものとする。」となっております。また、第9条1項において、「第5条第1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るもの又は第6条第1項の規定による予防接種の対象者は、～略～予防接種を受けるよう努めなければならない。」とされております。今回の新型コロナウイルス感染症の予防接種は、附則第7条2項において、「第6条第1項の規定による予防接種とみなして、この法律の規定を適用する。」とされております。つまり、自治体は、接種対象者に対し、接種を受けるよう勧奨しなければならず、接種対象者には、接種する努力義務があるというものです。

### ★ 努力義務があると言われても、副反応が怖い

地域でクラスターが発生すると、患者が急激に増えます。このウイルスを抑え込む手段は、普段のマスク着用、手指消毒などによる防疫とこのワクチン接種しか方法が無いのが現状です。報道では、いささか副反応が過大に取り上げられている印象がありますが、皆さんはどう感じているのでしょうか。地域でのクラスター抑止のためには、接種すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご心配な方は、かかりつけ医に接種について相談しましょう。

### ★ 万が一の時は

厚生労働大臣が、予防接種が原因の健康被害と認定した場合は、「予防接種健康被害救済制度」という救済措置があります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒ [https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai\\_kyusai/](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/)